

規制の事前評価書要旨

【別紙4 -

法律又は政令の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
規制の名称	医療保護入院期間の更新に係る診察の義務化等
規制の区分	新設
担当部局	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
評価実施時期	令和4年9月
規制の目的、内容及び必要性	精神科医療は本人の意思を尊重することが重要であり、入院を開始した時点では本人の同意を得ることが困難であった場合でも、その後の症状の変化等に対応するため、医療保護入院の要件を満たしているかどうかの確認が確実に行われることを一定の頻度で担保する必要があることから、精神科病院の管理者に対し、医療保護入院者について、入院の期間を更新するに当たり、精神保健指定医に診察を行わせ、医療保護入院の要件を満たすかどうかの判定を行わせることを義務付けることとする。 また、上記の診察の結果、医療保護入院の要件を満たすと判定され、他の要件も具備して医療保護入院の期間を更新する場合、精神科病院の管理者に対し、更新に同意した家族等にその旨を通知すること及びその更新について都道府県に届け出ることを義務付けることとする。
直接的な費用の把握	精神科病院の管理者は、一定の期間ごとに精神保健指定医に医療保護入院者の診察を行わせることとなるが、現行制度においても患者の診察は当然に行われているものであることから、費用の増加は見込まれない。 医療保護入院の期間の更新に同意した家族等にその旨を通知すること及びその更新について都道府県に届け出ることについては、入院時にも同様の手続を採っているものの、所要の対応のための事務費用が発生することとなる。 また、行政機関は、医療保護入院の機関の更新時の届出を受理する際の事務費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	本規制により医療保護入院の要件を満たしているかどうかの確認が一定の頻度で担保されるようになることにより、精神障害者の権利擁護をより一層促進することができる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	想定されない。
費用と効果(便益)の把握	医療保護入院の期間の更新に同意した家族等にその旨を通知すること及びその更新について都道府県に届け出ることに関する事務費用は生じるものの、本規制の新設により、本人の同意によらず入院している医療保護入院者に対し、医療保護入院の要件を満たしているかどうかの確認が一定の頻度で担保されるようになり、精神障害者の権利擁護をより一層促進することができることから、本規制の内容は適当と判断する。
代替案との比較	代替案としては、医療保護入院期間中に指定医に診察させること、医療保護入院の期間を更新する際の家族等への通知及び都道府県への届出を努力義務とすることが考えられる。この場合、努力義務の遵守が各精神科病院の管理者にゆだねられることとなり、取組の実施に精神科病院間で差が生じ、その効果が限定されるおそれがある。
その他の関連事項	該当なし。

事後評価の実施時期等	この法律の施行後5年を目途として、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
------------	---